

仙台高等裁判所

令和 6 年度における仙台高等裁判所の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、裁判事務の分配、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序の定め（以下「事務分配規程」という。）第 3 の 3 により、民事部の事件の分配の一部を下記のとおり取り扱う。

記

本決議後に係属する事務分配規程第 3 の 2 (1)ア(キ)に定める事件であって、原審本案記録が 50 冊以上のものの分配については、同事件が 2 件分配されたものとみなす。